

- 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う介護給付費算定に係る体制等に関する届出等における留意点について（平成12年3月8日老企第41号 厚生省老人保健福祉局企画課長通知）

傍線の部分は改正部分

- ④ 「夜間支援体制加算」については、認知症対応型共同生活介護と同様であるので、44⑤を準用されたい。
- ⑤ 「若年性認知症利用者受入加算」については、通所介護と同様であるので、7⑬を準用されたい。
- ⑥ 「サービス提供体制強化加算」については、認知症対応型共同生活介護と同様であるので、44⑪を準用されたい。
- ⑦ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、2⑧を準用されたい。
- ⑧ 一体的に運営がされている「認知症対応型共同生活介護（短期利用型）」に係る届出がされ、別紙等が添付されている場合は、内容の重複する別紙等の添付は不要とすること。

第6 介護予防・日常生活支援総合事業の取扱いについて

介護予防・日常生活支援総合事業のサービスについては、次に定める項目を記載する。

(1) (別紙26) 「介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出書(指定事業者用)」の記載要領について

- ① 「届出者」及び「事業所の状況」については、事業所の指定申請の際、記載した事項を記載させること。
- ② 「法人の種別」については、申請者が法人である場合に、その種別を記載させること。
- ③ 「法人所轄庁」については、申請者が認可法人である場合に、その所轄官庁の名称を記載させること。
- ④ 「主たる事業所の所在地以外の場所で一部実施する場合の出張所等の所在地」については、複数の出張所(以下「サテライト事業所」という。)を有する場合は、適宜欄を補正し、全てのサテライト事業所の状況について記載させること。
- ⑤ 「実施事業」については、該当事業欄に○印を記載させるこ

- ④ 「夜間支援体制加算」については、認知症対応型共同生活介護と同様であるので、41⑤を準用されたい。
- ⑤ 「若年性認知症利用者受入加算」については、通所介護と同様であるので、6⑩を準用されたい。
- ⑥ 「サービス提供体制強化加算」については、認知症対応型共同生活介護と同様であるので、41⑨を準用されたい。
- ⑦ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、2⑦を準用されたい。
- ⑧ 一体的に運営がされている「認知症対応型共同生活介護（短期利用型）」に係る届出がされ、別紙等が添付されている場合は、内容の重複する別紙等の添付は不要とすること。

第6 介護予防・日常生活支援総合事業の取扱いについて

介護予防・日常生活支援総合事業のサービスについては、次に定める項目を記載する。なお、訪問型サービス(みなし)及び通所型サービス(みなし)については、介護予防訪問介護又は介護予防通所介護の当該通知に記載する届出が都道府県又は政令指定都市・中核市にされ、別紙等が添付されている場合は、市町村への届出及び別紙等の添付は不要とすること。

(1) (別紙19) 「介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出書(指定事業者用)」の記載要領について

- ① 「届出者」及び「事業所の状況」については、事業所の指定申請の際、記載した事項を記載させること。
- ② 「法人の種別」については、申請者が法人である場合に、その種別を記載させること。
- ③ 「法人所轄庁」については、申請者が認可法人である場合に、その所轄官庁の名称を記載させること。
- ④ 「主たる事業所の所在地以外の場所で一部実施する場合の出張所等の所在地」については、複数の出張所(以下「サテライト事業所」という。)を有する場合は、適宜欄を補正し、全てのサテライト事業所の状況について記載させること。
- ⑤ 「実施事業」については、該当事業欄に○印を記載させるこ

- 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う介護給付費算定に係る体制等に関する届出等における留意点について（平成12年3月8日老企第41号 厚生省老人保健福祉局企画課長通知）

傍線の部分は改正部分

と。

- ⑥ 「異動等の区分」については、今回届出を行う事業所の異動の別（1新規・2変更・3終了）について記載させること。
 ⑦ 「異動項目」については、体制状況一覧表で選択した項目をそのまま記載させること。
 ⑧ 「特記事項」については、変更の届出を行う際、変更内容がわかるよう変更前の状況と変更後の状況の詳細を記載させること。

(2) 届出項目について

（別紙1-4）「介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等状況一覧表」に掲げる項目とする。なお、当該様式は訪問型サービス（独自）及び通所型サービス（独自）について示しているものであり、訪問型サービス（独自/定率）、訪問型サービス（独自/定額）、通所型サービス（独自/定額）及び通所型サービス（独自/定率）（以下、「独自定額・定率サービス」という。）については、市町村において様式を定めること。

(3) 体制等状況一覧表の記載要領について

1 共通事項

- ① 「割引」については、市町村が定める額より低い額で介護予防・日常生活支援総合事業のサービスを実施する場合に、「あり」と記載させること。
 なお、割引を「あり」とした場合は、その割引の率等の状況が分かる（別紙27）「介護予防・日常生活支援総合事業者による事業費の割引率の設定について」を添付させることとし、また、割引の率等を変更した場合も当該別紙により届出を求めるものとする。

- ② サテライト事業所がある場合には、サテライト事業所分について別葉にして記載させること。

2 訪問型サービス（独自）

- ① 「サービス提供責任者体制の減算」については、訪問介護と

と。

- ⑥ 「異動等の区分」については、今回届出を行う事業所の異動の別（1新規・2変更・3終了）について記載させること。
 ⑦ 「異動項目」については、体制状況一覧表で選択した項目をそのまま記載させること。
 ⑧ 「特記事項」については、変更の届出を行う際、変更内容がわかるよう変更前の状況と変更後の状況の詳細を記載させること。

(2) 届出項目について

（別紙1-4）「介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等状況一覧表」に掲げる項目とする。なお、当該様式は訪問型サービス（独自）及び通所型サービス（独自）について示しているものであり、訪問型サービス（独自/定率）、訪問型サービス（独自/定額）、通所型サービス（独自/定額）及び通所型サービス（独自/定率）（以下、「独自定額・定率サービス」という。）については、市町村において様式を定めること。

(3) 体制等状況一覧表の記載要領について

1 共通事項

- ① 「割引」については、市町村が定める額より低い額で介護予防・日常生活支援総合事業のサービスを実施する場合に、「あり」と記載させること。
 なお、割引を「あり」とした場合は、その割引の率等の状況が分かる（別紙20）「介護予防・日常生活支援総合事業者による事業費の割引率の設定について」を添付させることとし、また、割引の率等を変更した場合も当該別紙により届出を求めるものとする。

- ② サテライト事業所がある場合には、サテライト事業所分について別葉にして記載させること。

2 訪問型サービス（独自）

- ① 「特別地域加算」については、訪問介護と同様であるので、

- 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う介護給付費算定に係る体制等に関する届出等における留意点について（平成12年3月8日老企第41号 厚生省老人保健福祉局企画課長通知）

傍線の部分は改正部分

- | | |
|--|--|
| <p>同様であるので、第5の2③を準用されたい。なお、用いる添付様式は（別紙28）「サービス提供責任者体制の減算に関する届出」とする。</p> <p>② 「特別地域加算」については、訪問介護と同様であるので、第5の2⑥を準用されたい。</p> <p>③ 「中山間地域等における小規模事業所加算」における「地域の状況」については、訪問介護と同様であるので、第5の2⑦を準用されたい。</p> <p>また、「規模に関する状況」については、第5の2⑦を準用されたい。</p> <p>④ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、第5の2⑧を準用されたい。</p> <p>3 通所型サービス（独自）</p> <p>① 「職員の欠員による減算の状況」については、介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成27年厚生労働省令第4号）による改正前の指定介護予防サービス基準第97条に定める基準を満たさなくなった場合は、欠員該当職種を記載させること。</p> <p>② 「若年性認知症利用者受入加算」については、通所介護と同様であるので、第5の7⑬を準用されたい。</p> <p>③ 「生活機能向上グループ活動加算」については、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示（平成30年厚生労働省告示第 号）による改正前の介護予防サービス介護給付費単位数表（以下「旧介護予防サービス介護給付費単位数表」という。）に該当する場合に「あり」と記載させること。</p> <p>④ 「運動器機能向上体制」については、旧介護予防サービス介護給付費単位数表に該当する場合に「あり」と記載させること。</p> <p>⑤ 「栄養改善体制」については、旧介護予防サービス介護給付費単位数表に該当する場合に「あり」と記載させること。</p> | <p>第5の2②を準用されたい。</p> <p>② 「サービス提供責任者体制の減算」については、訪問介護と同様であるので、第5の2④を準用されたい。なお、用いる添付様式は（別紙21）「サービス提供責任者体制の減算に関する届出」とする。</p> <p>③ 「中山間地域等における小規模事業所加算」における「地域の状況」については、訪問介護と同様であるので、第5の2⑥を準用されたい。</p> <p>また、「規模に関する状況」については、第5の2⑥を準用されたい。</p> <p>④ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、第5の2⑦を準用されたい。</p> <p>3 通所型サービス（独自）</p> <p>① 「生活機能向上グループ活動加算」については、介護予防通所介護と同様であるので、第5の26①を準用されたい。</p> <p>② 「運動器機能向上体制」については、介護予防通所介護と同様であるので、第5の26②を準用されたい。</p> <p>③ 「栄養改善体制」については、介護予防通所介護と同様であるので、第5の26③を参照されたい。</p> <p>④ 「口腔機能向上体制」については、介護予防通所介護と同様であるので、第5の26④を参照されたい。</p> <p>⑤ 「職員の欠員による減算の状況」については、介護予防通所介護と同様であるので、第5の26⑥を参照されたい。</p> <p>⑥ 「若年性認知症利用者受入加算」については、通所介護と同様であるので、第5の6⑩を準用されたい。</p> <p>⑦ 「サービス提供体制強化加算」については、通所介護と同様であるので、第5の6⑪を準用されたい。なお、用いる添付様式は（別紙22）「サービス提供体制強化加算に関する届出」とする。</p> <p>⑧ 「介護職員処遇改善加算」については訪問介護と同様であるので、第5の2⑦を準用されたい。</p> |
|--|--|

- 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う介護給付費算定に係る体制等に関する届出等における留意点について（平成12年3月8日老企第41号 厚生省老人保健福祉局企画課長通知）

傍線の部分は改正部分

<p>⑥ 「<u>口腔機能向上体制</u>」については、旧介護予防サービス介護給付費単位数表ニに該当する場合に「あり」と記載させること。</p> <p>⑦ 「<u>選択的サービス複数実施加算</u>」については、旧介護予防サービス介護給付費単位数表へに該当する場合に「あり」と記載させること。</p> <p>⑧ 「<u>事業所評価加算</u>」については、介護予防訪問リハビリテーションと同様であるので、第5の28⑤を準用されたい。</p> <p>⑨ 「<u>サービス提供体制強化加算</u>」については、通所介護と同様であるので、第5の7⑩を準用されたい。なお、用いる添付様式は（別紙29）「サービス提供体制強化加算に関する届出」とする。</p> <p>⑩ 「<u>介護職員処遇改善加算</u>」については訪問介護と同様であるので、第5の2⑧を準用されたい。</p>	<p>⑨ 「<u>選択的サービス複数実施加算</u>」については、介護予防通所介護と同様であるので第5の26⑩を準用されたい。</p> <p>⑩ 「<u>事業所評価加算</u>」については、介護予防通所介護と同様であるので、第5の26⑤を準用されたい。</p>
<p>※様式の変更については別紙様式を参照すること。</p>	